

BTMU アジア月報

BTMU Asia Monthly

2012年9月号



(マレーシア:ツインタワー内のショッピングセンター)

— 目次 —

(※ タイトル・リンクをクリックすると、該当記事にジャンプできます。)

【法務、労務関連等解説】(マレーシア)	
最低賃金に関するマレーシア政府による命令	2
【マレーシア法律事情】(マレーシア)	
マレーシアの最低定年制について	4
【人事・労務】(タイ)	
会社と労働者間の「合意」と「拘束」	6
【法務ケーススタディ】(フィリピン)	
マネーロンダリング防止法の最新情報	9
【インドネシアの法務レポート】(インドネシア)	
中小企業とのパートナーシップ	11
【路地裏から見たベトナム経済】(ベトナム)	
外貨での価格表示規制が強化され、料金表には「0」がいっぱい	13
【ニュース】	
BTMU Asia Weekly先月の見出し一覧	15
【豆知識】	
ヤンゴンで活躍する日本の中古路線バス	16

【法務、労務関連等解説】(マレーシア)

最低賃金に関するマレーシア政府による命令

記事提供: [桜コンサルタント社\(Sakura Consultants \(M\) Sdn. Bhd.\)](#) <外部サイトへリンク>

<概要>

2011年に制定された国家賃金審議会法第23(1)条により、人的資源大臣が最低賃金に関する命令を2012年7月16日に発表しました。マレーシアでは初めて最低賃金制度が導入されたことになり、そのため命令に明確な定義が規定されていないなどの問題点があります。本稿では当該命令の概要について説明します。

1. 施行日

- (1) 2013年1月1日(従業員が5人以上の雇用主、従業員が5人未満の人的資源省が専門職として区分する職種の雇用主)
- (2) 2013年7月1日(上記以外の雇用主)

2. 例外

メイドには適用されない。

3. 最低賃金額

地域	最低賃金額(リンギ)	
	月額	時給額
マレー半島	900	4.33
サバ州、サラワク州	800	3.85

4. 試用期間中の措置

試用期間中は、3.の金額から30%を超えない金額を減額できる。ただし試用期間が6カ月を超えてからは、減額は適用できない。

5. 賃金体系変更の交渉

以下の条件を満たすならば、同命令が賃金体系変更の交渉を禁止するものではない。

- (a) 賃金体系変更後の支給額が、この命令で規定される最低賃金を下回らない。
- (b) 賃金体系変更後の支給額が、現状の支給額を下回らない。
- (c) 賃金体系変更後の支給額が、雇用契約で規定されている支給額を下回らない。
- (d) 賃金体系変更後の支給額の内訳は、通常の労働時間内の労働に対する対価に対してのみとする。

以上が同命令の概要です。

同命令が出される前に、使用者団体などが政府に対して求めていた、最低賃金の中に手当を含めて計算してよいかどうか、についての回答に当たる規定はありません。そのため通常の解釈に従えば、最低賃金とは手当を含めない基本給だけのものとなります。しかし上記5.によると賃金体系変更の交渉をしてもよいということですので、今まで手当と呼んでいたもの、例えば通勤手当、食事手当、住居手当、シフト手当、役職手当、資格手当などを基本給に含むように賃金体系を変更してもよいということになり、実質的な雇

用主の負担軽減措置が講じられているとも解釈できます。

マレーシアは慣習法(判例法)の国で、このように規定が曖昧な制度の場合、裁判での判決がその後の制度そのものとして扱われます。この件についても、最低賃金とは基本給のことであり、手当は最低賃金に含めて計算すべきでなくその不足分を支払うべき、という訴訟が、従業員により雇用主に対して起こされ、それに対して、裁判所が判決を出したときに明確な基準が確定すると考えていいと思います。

最低賃金制度の導入により、元々賃金水準の高いクアラルンプール周辺の日系企業で大きな影響を受ける会社は少ないと思われませんが、それ以外の地域の日系企業の中には、人件費上昇の影響を受ける会社もあることが予想されます。

また現在、最低賃金額よりも少しだけ多くの賃金を支給されている従業員の年次昇給の問題も発生してきます。現在、最低賃金額以下の賃金を支給されている従業員全員がベースアップとなりますので、すでに最低賃金以上を支給されている人のベースアップもそれに影響されることになるからです。賃金システムや定期昇給システムの見直しなど、多くの課題を企業は乗り越えなければならない状況になってきています。

(2012年8月16日作成)



Profile

諸江 修 Osamu Moroe

桜コンサルタント社(Sakura Consultants (M) Sdn. Bhd.)
社長(Managing Director)

法務および労務コンサルタントとして訴訟、契約、会社設立および廃業(リストラを含む)手続き、就業規則作成、労使関係および労組対応を専門とする。1996年よりマレーシア高等裁判所および労使裁判所の公認法廷通訳者および証拠文書翻訳証明認証者となる。

【マレーシア法律事情】(マレーシア)

マレーシアの最低定年制について

記事提供: アンダーソン・毛利・友常法律事務所

<概要>

民間企業に適用される最低定年法が、マレーシアで初めて定められた。企業にとっては、コストが増加することとなり、実務にも大きく影響するであろう。本稿では同法について解説する。

マレーシアにおいて今般、民間企業における定年制を定めた最低定年法 (Minimum Retirement Age) が成立した。

定年制の定めは、年齢が引き上げればその分の賃金総額の上昇を伴うため、日系企業にとっても大きな問題である。以下、同法の主な点について解説する。

1. 最低定年年齢

マレーシアでは、これまで民間企業の定年退職について定めた規定はなく、各労働者と雇用者の個別の労働契約において定められているのみであった。マレーシアでは従業員積立基金 (Employees Provident Fund: EPF) の引き出しが、法律上 55 歳で可能となるため、それに応じて多くの民間企業では 55 歳を定年と定めていた。

しかし今回の最低定年法では、最低定年が 60 歳と定められたため、多くの企業で 5 年の引き上げが必要になると見込まれている。

2. 効果

60 歳以下を定年と定める雇用契約や労働協約は無効となり、その定年は 60 歳と見なされる。

最低定年法に反し、労働者の合意なく 60 歳未満を定年として退職させた雇用者に対して、1 万リンギット以下の罰金が科される。

3. 適用範囲

以下の者には、最低定年法に基づく最低定年は適用されない。

- (1) 公務員 (2012 年 1 月に定年を 58 歳から 60 歳に引き上げ済み)
- (2) 試用期間中の労働者
- (3) 研修中の労働者
- (4) 外国人労働者
- (5) メード
- (6) 平均就業時間が、常勤労働者の就業時間の 70% を超えないという雇用契約を締結している労働者
- (7) 一時的な雇用契約に基づいて雇用された学生 (ただし、学業のため会社を離れている労働者、パートタイムで就業し勉強をしている労働者を除く)
- (8) 24 カ月 (延長を含む) を超えない期限の雇用契約に基づく労働者

多くの日系企業では、現在も 55 歳を超えた労働者を一定の期限を定めて再雇用している例が多いと思われるが、そのような労働者に対して 60 歳の定年が適用されるかどうかについては、上記「延長」という用語をどのように解釈するかによる。例えば雇用期間を 1 年と定めていた場合、次の 1 年の契約を元の 1 年とは別の契約と捉えるか、元の 1 年の延長と捉えるかによって、結論が異なる可能性がある。この点については、今後の実務の積み重ねを待つ必要がある。

(9) 最低定年法の施行日前に 55 歳以上を迎えて退職し、その後再雇用されている労働者

4.紛争解決機関

最低定年法施行後、60 歳を迎える前に退職させられた労働者は、労働局長に申し立てをすることができる。もっとも、労働局長に申し立てを行った労働者は、その解決がなされるまで、通常の不当解雇の担当となる労使関係局長への不服申し立てを行うことができない。労働局長は、労働者からの申し立てに理由があると認める場合は、雇用者に対して、当該労働者の復職を認め、未払い賃金または復職に代わる損害賠償(退職から 60 歳までの賃金相当額を超えない範囲に限る)の支払いを命ずることができる。労働局長の決定に不服がある労働者は、高等裁判所(日本の地方裁判所に相当)に不服申し立てを行うことができる。

労働局長により不服申し立てが却下された労働者は、通常の解雇の場合と同様に、労使関係局長への不服申し立てを行うことができる。ただしこの場合は、上記の高等裁判所への不服申し立てを行うことができない。

5.まとめ

施行日についてはいまだ公表されていないが、マレーシアの雇用者らは完全施行へ移行するまでに一定期間を要求しており、対して労働者らは直ちに施行することを要求している。定年の引き上げは、同時期に議論がなされている最低賃金制度や EPF との関係に合わせて、企業にとってコスト増加につながり、非常に重大な問題である。引き続きその動向を注視する必要があるだろう。

(2012 年 8 月 22 日作成)



Profile

安西 明毅 AKITAKA ANZAI

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士

2004年弁護士登録(第一東京弁護士会所属)。2010年ペンシルバニア大学ロースクール(LL.M.)卒業後、クアラルンプールの法律事務所 Zaid Ibrahim & Co.にて、日本国内では国際金融・証券取引を中心に企業法務全般、マレーシアでは日系企業案件全般およびイスラム金融を扱う。

【人事・労務】(タイ)

会社と労働者間の「合意」と「拘束」

記事提供: Mother Brain

<概要>

労使間の合意が労働者全員との合意と見なされるケースは二つしかありません。労働者全員との合意ができないと、個人との合意が必要になります。今回は、会社側が就業規則の変更要求をする場合を例に、会社と労働者間の合意と拘束について解説します。

労働者保護法や労働関係法には「会社と労働者間の合意」という文言が随所にあります。会社と個人との場合は、比較的簡単に合意の有無を認識できますし、書面に残すことも容易です。しかしながら、団体交渉の場合の「会社と労働者間の合意」は、どのように行われるべきものでしょうか。法律を読むだけでは、なかなか結論に達しません。

今回は、会社と労働者間の団体交渉において、両者がいかに合意に至るのか、また、その合意によってどこまで両者を拘束できるのか、検討したいと思います。

1. 労働関係法上の交渉プロセス

日本の労働関係調整法と労働組合法を合わせたような法律がタイの労働関係法です。この法律には、労使間の雇用条件協約(労働条件協約)の設定、変更を行う場合のプロセスが規定されています。この法律に基づき、就業規則の変更も雇用条件協約の変更手続きに準拠しなければなりません。

雇用条件協約または就業規則の変更要求は、労働者側からも使用者側からも提出される可能性がありますが、今回は、「使用者側から就業規則の変更要求が提出されるケース」に限定して解説します。

使用者が就業規則の変更要求を労働者側に提出する場合、以下のプロセスを踏みます。

- (1) 使用者が要求書を作成し、労働者に提示する。要求書には、7人以下の交渉代表者を明記しなければならない。
- (2) 要求書を提示された労働者は、労働者を代表して使用者側と交渉にあたる7人以下の交渉代表者を選出しなければならない。候補者が7人を上回る場合、法令に基づき選挙を実施しなければならない。
- (3) 労働者は、選任された7人以下の交渉代表者の名簿を作成し、通知しなければならない。
- (4) 使用者および労働者の交渉代表者は、要求書提出日から3日以内に交渉を開始しなければならない。
- (5) 使用者と労働者が合意に至った場合、合意書に両者が署名し、合意の日から3日以内に、30日以上事業所で公示しなければならない。
- (6) 合意書は、交渉代表者の選挙に関係した全ての労働者をも拘束する。

ここで大きな疑問が湧いてくると思います。「合意に至るとはどのような状態なのか?」「交渉代表者の選挙に関係しなかった労働者は合意書で拘束できないのか?」という点です。

2. 合意と拘束

使用者と労働者との合意はどのような方法で行うのかに関しては、労働者保護法にも労働関係法にも規

定されていないので、常識的に使用者と労働者が労働関係法に基づく「代表者同士の交渉においてお互いに同意する状態になること」といえるでしょう。しかし、労働関係法における前述のプロセスを見る限り、双方の代表者が同意しても、必ずしも労働者全員との同意とは見なされません。

同意事項の拘束に関する労働関係法第 19 条の規定を見てみましょう。

(第 19 条)

雇用条件に関する合意は、その合意書に署名を行った使用者および労働者、交渉を行った代表者の選挙に参加した全ての労働者を拘束する。

使用者または使用者協会と、総労働者数の 3 分の 2 を超える労働者数が組合員となっている労働組合によって締結された場合、または雇用条件の要求書の作成に参加した労働者が同職種に従事する総労働者数の 3 分の 2 を超える場合の当該労働者と締結された雇用条件に関しては、当該雇用条件の合意は、当該使用者および同職種に従事する全労働者を拘束する。

すなわち、「同意」が労働者全員との同意と見なされるのは以下の二つのケースだけであるということです。

- (1) 総労働者数の 3 分の 2 を超える労働者が組合員となっている労働組合との合意である場合
- (2) 総労働者数の 3 分の 2 を超える労働者が雇用条件の要求書作成に参加した場合の労働者との合意である場合

では、会社から就業規則の変更要求をした場合、(2)はどのように解釈したらいいのでしょうか。労働者側からの要求ではありませんので「会社からの変更要求に対する回答作成に参加した労働者が総労働者数の 3 分の 2 を超える場合」と解釈するべきでしょう。

ここで今度は「会社からの変更要求に対する回答作成に参加した労働者」とはどのように決定するのが問題となります。明確な回答はできませんが、文献によりますと、以下の「労働者側の交渉代表者の選挙に関する労働関係法に基づく省令第 1 号」の(第 1)(第 2)の規定がその回答を導き出すようです。

(第 1)

労働者が自ら代表を選挙する場合、労働者は、要求および 7 人を超えない代表者数を決定するための労働者会議を開催するよう手配しなければならない。7 人を超える労働者が労働者代表となることを希望し、合意に至らない場合に投票を実施し、投票数が多い 7 人が労働者の代表となる。

(第 2)

労働者が総労働者数の 15%以上の労働者の氏名および署名が明記され 7 人を超えない労働者代表が記載された要求書を提出する場合、労働者が当該労働者代表者を適法に選挙したものと見なす。

この二つの規定で最も重要なのは「労働者会議」です。ここで労働者側の要求と労働者代表者が決定されるからです。

「会社からの変更要求に対する回答作成に参加した労働者が総労働者数の 3 分の 2 を超える場合に労使間の合意が労働者全員を拘束する」という規定は、選挙する、しないにかかわらず「総労働者数の 3 分の 2 を超える労働者が参加した労働者会議で回答および代表者が決定された場合において、当該労働者代表者との合意は、労働者全員を拘束する」と読み替えることができるのではないのでしょうか。ただし、あくまでも文献から得た解釈で、判例はありません。

なお、労働者代表選挙の候補者が 7 人を超え、選挙したというケースを一度も聞いたことがありません。つ

BTMU アジア月報

まり、候補者が 7 人以下である場合がほとんどということだと思います。この場合には、前述の省令の(第 2)にあるように「総労働者数の 15%以上の署名」が付された要求書が提出されれば、適法に選挙された代表者と見なすということですから、会社が就業規則の変更要求をする場合には「回答書」をこのように作成することを要求すべきでしょう。また、(第 1)における労働者会議の出席者の記録も入手できるよう要求することが非常に重要となります。

法律の規定から合意を労働者全員との合意と見なし得る場合には、個人との合意は不要ですが、法律が規定していないケースには、個人との合意が必要になります。合意ができなければ、その個人とだけ別の合意をするか、解雇手当を支払って解雇することになります。

(2012 年 8 月 30 日作成)



川島 伸 Shin Kawashima

MOTHER BRAIN (Thailand) CO., LTD.
Managing Director

Profile

【法務ケーススタディ】(フィリピン)

マネーロンダリング防止法の最新情報

記事提供: [SyCip Salazar Hernandez & Gatmaitan\(外部サイトヘリンク\)](#)

<概要>

近年、フィリピンはマネーロンダリング(資金洗浄)防止法を改正し、非合法行為によって得られた資金の取り締まりを強化した。本稿では、マネーロンダリングの概要と同法の改正点について解説する。

フィリピンの共和国法第 9160 号、別名マネーロンダリング(資金洗浄)防止法(AMLA)は、近年、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会(Financial Action Task Force on Money Laundering: FATF)の要請に応えるため、共和国法第 10167 号により改正された。AMLA は、フィリピン中央銀行(BSP)総裁が議長を務め、証券取引委員会(SEC)ならびに保険委員会(IC)の役員で構成されるマネーロンダリング防止評議会(AMLC)により管理、実行されている。

マネーロンダリングとは、以下に定義する「非合法行為」により得た資金を合法的な資金源から得たものと偽装するための取引で犯罪である。犯罪行為として、AMLA 第 4 条に次の通り明記されている。

- (a) 資金がなんらかの非合法行為による金銭もしくは資産であるかそれを含んでいる、また、それに関連していることを知っている者がかかる資金を取引するか取引しようとする場合
- (b) 資金がなんらかの非合法行為により得られた金銭もしくは資産を含むことを知っている者が、違法であるマネーロンダリングを容易にするための行為を実行した、もしくは未遂に終わった場合
- (c) 資金が AMLA により開示が要求され AMLC に届け出を行うべきであることを知っている者が、開示、届け出を行わない場合。

「非合法行為」とは以下を含むあるいは関連する行為もしくは不作為、あるいはそれら一連の行為もしくは行為の組み合わせをいう。

- (1) 身代金目当ての誘拐
- (2) 2002 年に制定された包括的危険物薬物法の違反行為
- (3) 汚職取締法の違反行為
- (4) 改正共和国法第 7080 号に定める略奪
- (5) 強盗および恐喝
- (6) 違法ギャンブルとして処罰の対象となるフエテン賭博およびマシャオ(masiao)賭博
- (7) 公海上での海賊行為
- (8) 条件付き窃盗
- (9) 詐欺
- (10) 密輸
- (11) 2000 年に制定された電子商取引法の違反行為
- (12) ハイジャックなど共和国法第 6235 号の違反行為
- (13) 破壊的放火および非戦闘員および同様の者に対する殺人
- (14) 詐欺行為および 2000 年に制定された証券規制法の違反行為
- (15) 重罪もしくは他国刑法で処罰対象となる同種の犯罪行為

「対象金融機関」(BSP、SEC もしくは IC により監督、規制される事業体)は、総額 50 万ペソを超える現金もしくは同等の通貨代替物の取引について、1 営業日以内に AMLC へ「対象取引報告書」を提出しなければならない。また、取引金額にかかわらず、次の状況のいずれかが存在する場合には、対象金融機関は「疑わしい取

引に関する報告書」を提出しなければならない。

- (i) 法的あるいは取引上の義務、目的もしくは経済的な正当性が全くない
- (ii) 依頼主の身元が十分確認できない
- (iii) 取引金額が依頼主の事業あるいは財務能力に相応ではない
- (iv) 把握できる状況を全て考慮した上で、依頼主の取引が AMLA の報告要件に該当しないよう構成されていると認められる
- (v) 取引に関連して、依頼主の人物像もしくは依頼主の対象金融機関との取引履歴から逸脱したなんらかの状況が認められる
- (vi) 取引がなんらかの形で非合法行為、マネーロンダリング行為もしくは AMLA で定める違法行為に関わっている
- (vii) 上記のいずれかと同様、類似、同一の取引全て

共和国法第 10167 号で改正された主な点は次の通りである。

AMLC 側からの請求が検証され、金銭もしくは資産がなんらかの形で非合法行為に関連しているという相当な理由が確認されれば、控訴裁判所は凍結命令を出すことができ、同命令は即時発効する。凍結命令の有効期間は 20 日間で、裁判所によって延長が可能である。いずれの場合でも、裁判所は請求から 24 時間以内に凍結命令を出すことが求められる。請求が休業日の前日になされた場合は、当該 24 時間に休業日を含めない。口座を凍結された者は、凍結命令の解除を申し立てることができ、裁判所は当初の凍結命令の 20 日間の期限満了日までその申し立てに関する決定を行わなければならない。

銀行預金秘密保持法、外貨預金法および 2000 年に制定された新一般銀行法の定めにかかわらず、AMLA 違反があり、預金もしくは投資、口座が非合法行為あるいはマネーロンダリング行為に関係している相当な理由があると判断され、AMLC 側からの請求に基づき管轄裁判所が命令を出した場合、AMLC は銀行もしくはノンバンクの関連口座を含む預金または投資を調査することができる。上記で述べた(1) (2) (12) (13) (15)、テロ行為およびテロ行為の謀略の場合は、当該調査または検査に裁判所の命令は一切不要であり、当該調査または検査の申請があれば、裁判所は 24 時間以内に命令を決定しなければならない。

(2012 年 7 月 9 日作成)

【インドネシアの法務レポート】(インドネシア)

中小企業とのパートナーシップ

記事提供: [PT. INDOMALCO INFO CENTER\(外部サイトヘリンク\)](#)

〈概要〉

インドネシアに投資する場合、事業内容によっては、インドネシアの中小企業とパートナーシップを結ぶことが義務付けられるものがあります。

インドネシアにおける投資規制業種についての一覧であるネガティブリストについての現在有効な法令は、2010年5月25日付け第36号大統領令です。これを見ると、投資規制は、全面的に投資が禁止される分野と、条件付きで投資が認められる分野に分かれます。条件付きで投資が認められる分野の代表格は、外資の出資比率に上限が設けられるものですが、その他に、投資に際して零細・中小事業者や協同組合とパートナーシップを結ぶことが義務付けられるものもあります。

パートナーシップが義務付けられる分野は、主に小規模の第1次産業関係者が大きな割合を占めますが、製造業においてはボルト・ナット製造業、二輪および三輪自動車両の部品産業、発動機の部品・スペアパーツ産業が対象に挙がっています。二輪車や自動車に関わる産業の投資が主体の日系企業にとっては、無視できない規定です。

それでは、どんな形態のパートナーシップが求められているのでしょうか。2010年5月25日付け第36号大統領令はこの点を、2008年7月4日付け第20号零細・中小事業法によるとしています。同法によると、パートナーシップの対象は、生産・加工や販売、資本関係ばかりでなく、人的資源、技術分野における能力移転プロセスをもカバーするとされています。

その上で、方式としては次を挙げています。

a. インティプラズマ方式

大規模事業者は用地の提供と準備、生産設備の準備、生産・マネジメント技術の指導、資金・販売の支援と保証、情報の提供をする。

b. 下請け

物品やサービス生産のための下請けについて、大規模事業者は、製品および(あるいは)部品の一部作業を行う機会や適正な数量と価格で原材料を取得する機会を供与する、生産・マネジメント技術について指導する、必要な技術を取得・支配・向上させる、資金面の支援を提供しどちらか一方の不利益となることのない支払いシステムを構築する、一方的な関係解消が行われぬよう努力する。

c. フランチャイズ

フランチャイズ拡大を図る大規模事業者は、能力のある零細・中小事業者に優先的機会を与える。また、国産品(原材料)の使用を優先させる。

d. 一般商業における協力方式

大規模事業者は零細・中小事業者と販売協力を結んだり、事業用地を提供したりするほか、必要とする物品やサービスの調達活動を行う場合においては零細・中小事業者の製品を優先して採用する。

e. 供給と代理店方式

大規模および(あるいは)中規模事業者は零細・小規模事業者に、商品・サービス販売特権を認める。

f. その他

成果分与、オペレーション協力、ジョイントベンチャー(外資との合弁含む)、アウトソーシング等。

零細・中小事業法では、パートナーシップを結んだ証しとして、パートナーシップ契約書を交わす必要があるとしています。契約書には少なくとも、事業活動の内容、双方の権利と義務、以後発展の形式、有効期間、紛争処理手順を記載することになっています。

パートナーシップを義務付けられた分野に投資する日系企業には、事業許可の申請時にパートナーシップ契約書の添付が求められますので、忘れずに用意する必要があります。

(2012年9月3日作成)

Profile

PT. INDOMALCO INFO CENTER (インドマルコ)

インドネシアでの会社マネジメントに必要な投資、会計・税務、会社法務、労務、輸出入などの法令解説を中心とした情報誌『月刊インドネシア企業経営』を発行。
並行して会計・税務・労務管理の代行やコーポレート・セクレタリー等の実務サポートも行っており、実務に根ざした企業経営情報の提供を心がけている。

【路地裏から見たベトナム経済】(ベトナム)

外貨での価格表示規制が強化され、料金表には「0」がいっぱい

記事提供: [オリザベトナム株式会社\(外部サイトヘリンク\)](#)

<概要>

ベトナムでは、高額の商品は米ドルでの価格表示が一般的だったのですが、最近、自国通貨であるベトナムドン以外での価格表示に対する規制が強化されています。1米ドルは2万ドン少々。ドン表示に切り替わったことで、町中には「0」がずらりと並んだ分かりにくい価格表示が溢れることになってしまいました。



「私、念願のマイホームを買ったのよ。値段？ 大体 3,000,000,000 ドンよ」

「そうなの。ウチは 150,000,000 ドンで車を買ったので、家を買うのはもう少し先の話ね」

わが家の向かいの小さな薬局に来たベトナム人の女性同士が、こんな世間話を交わしている。それぞれ 30 億ドンと 1 億 5000 万ドン。ゼロが多過ぎて頭がついていけず、とてつもない大富豪同士の話を聞いているように感じてしまう。これを日本円に直すと、今は大体 1 円が 260 ドンなので、約 1,150 万円と約 580 万円。日本人の私でも実感できる金額に落ち着く。

以前は高額のもの、米ドルで表記することが多かったのだが、最近、ベトナム政府が外貨での価格表示規制を強化しており、このようにたくさんゼロが並ぶ現象が発生している。ベトナム人は、ゼロが多いことに比較的慣れているからいいが、外国人、特に旅行者や当地に住み始めて間もない人は、戸惑ってしまうだろう。

外貨表示規制が厳しくなり始めた今年の年初のこと。新聞紙上で、「外貨による料金表示をしていたタクシー会社 2 社が罰金処分を受けた」という記事が掲載された。ホーチミン市のタンソンニャット国際空港で、タクシークーポンを販売していた会社が、法律違反である外貨(米ドル)で、料金を表示していたというのだ。町中にはまだドル表記をしている店がたくさんあったにもかかわらず、しかも国際空港ターミナルでの営業活動に対し、こういう判断を下したのは、行政側の「本気度」を知らしめるという意味もあったのだろう。罰金額はそれぞれ 5 億ドン。5 億ドンというと約 200 万円なのだが、私は一瞬「5 億ドンって、20 万円だったっけ、それとも 2,000 万円だったっけ？」と考えてしまった。長年生活していても、やはりこれだけゼロが多いと、なかなかピンとはこないのである。

先日もこんな「事件」があった。ベトナムのあるゴルフ場が会員権販売の広告を作成した。その際ゴルフ場側は、会員権の金額の「0」があまりに多いこともあって、下 3 桁の「000」の代わりに「k」を使い、「1,396,500,000 ドン」と表記する代わりに「1,396,500kドン」と書いた広告原稿を作成。ところが、これを翻訳した人間が、「k」の意味が分からずに削除したため、広告には「1,396,500 ドン」と掲載された。つまり、ゴルフ場の会員権がわずか 5,000 円少々という大変なバーゲン価格になってしまったのだ。

ではベトナム人なら大丈夫かという、そうとも限らない。先日、私の友人が銀行にお金を預け入れに行ったときのこと。彼が持っていた現金は 5,000 万ドンだったのに、預け入れ用紙に間違えて「5 億ドン」と書き込んでしまった。通常なら、銀行の係りの人も気がつくのだろうが、その銀行は彼の会社の主要取引先で、彼自身も顔なじみ。係りの人は大きな札束を見て、その場で金額を確認せずに受け取ってしまったらしい。

BTMU アジア月報

その夜、彼のところに、「あなたが預けたのは、本当に 5 億ドンだったか？ 5,000 万ドンだったのではないか、今すぐ、確認してほしい」と、銀行から切羽詰まった声で電話が入ったそうだ。翌日朝一番で来店して、引き出し用紙に 5 億ドンという数字を書き込んでサインをし、改めて 5,000 万ドンの預け入れ用紙を書き直した。

友人いわく、

「ベテラン出納係の女性もね、『札束を見ただけでは、いくらあるか即断できないこともある』って言ってたよ」とのこと。

外貨表示規制に関しては、いろんな業界からも反対の声が上がっている。例えばホテル。これまで宿泊料金は米ドル表示が多く、「1 泊 150 ドル」と表記してあったのが、今ではドンで「1 泊 3,150,000 ドン」と表記することが求められている。それではゼロが多過ぎて、外国からの旅行者には分かりにくいこと、さらに非常に高額であるかのような印象を与えてしまうことの二つが反対の理由である。

このように内外から不評の多い外貨表示規制だが、今のところ撤廃される様子はない。路地裏の住人に、当局の考え方が全て分かるわけではないが、やはり自国の通貨への信頼を取り戻したいというのが理由なのだろうと推測している。現状は、ベトナム人社員ですら、ベトナムドンでの給料受け取りを嫌がり、米ドルで欲しいと主張するほどなのだから。

それではこれから 1 食 1 万 8000 ドンのランチを食べに出ることにしよう。「1 万 8000 ドン」というと、どんな豪華な食事かと思うが、日本円に直すと約 70 円。路上に並べられた机と椅子で食べる普通の昼食である。



(2012 年 7 月 16 日作成)

Profile



オリザベトナム株式会社 (Oryza Vietnam Corporation)

ベトナム初の日本語フリーペーパーである「ベトナムスケッチ」、ベトナム航空の機内誌の日本語版「ヘリテージ・ジャパン」、在住日本人のためのコミュニティペーパー「アット・サイゴン」などを制作・発行している日系総合出版社。

日本で発行されるベトナム関連の書籍や雑誌の制作も行っている。

【ニュース】

BTMU Asia Weekly 先月の見出し一覧

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

※ 該当記事は、下記 URL リンクからご参照下さい。

国・地域	発行日・見出し
ベトナム マレーシア インド ミャンマー フィリピン タイ シンガポール	<p>2012年8月6日号(Vol.40) http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120806.pdf</p> <p>中小企業・労働集約型企業等に対する法人税減免、9月20日施行へ／2030年までの貿易戦略を公表 イスラム金融拠点開発計画のタスクフォース創設／ナジブ首相、財政赤字縮小は順調 北部地域中心に大規模停電発生／イスラエル並びに中南米とのFTA締結推進 ミャンマー国内宗教対立～6万人以上が避難民に 雇用者連合、首都圏賃上げの再考要請 中銀、経済成長率予測を下方修正 省庁再編視野に内閣改造を実施</p>
インド タイ マレーシア ベトナム インドネシア ミャンマー	<p>2012年8月20日号(Vol.41) http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120820.pdf</p> <p>財務相、所得税の遡及適用見直し方針を表明／小売規制緩和、州政府の支持獲得難航 付加価値税率引上げを2年延期／2013年度予算案、下院通過 バングラデシュ人労働者受入れ、近く解禁の見込み／マレーシア三菱東京UFJ銀行、NCIAと業務提携 最低賃金、来年初に大幅引上げの可能性／WTO加盟の効果、予想を下回る？ ローン頭金規制、イスラム銀行にも適用へ 資本市場育成で、日本の財務省がミャンマー中銀と覚書締結</p>
インド ベトナム ミャンマー インドネシア タイ パキスタン	<p>2012年8月27日号(Vol.42) http://www.bk.mufg.jp/report/chi200405/512082701.pdf</p> <p>休眠中のレアアース産業復活に向けた動き／会計検査院、随意契約による2兆円超の損失を指摘 中越、越境交通協定の実施で合意／ホーチミン都市鉄道(メトロ)1号線着工 2030年までの中所得国入りを予想～ADB／内閣大幅改造を実施 来年度予算案、石油燃料補助金の増加続く サハラタナナコン工業団地洪水対策、漸く着工／今年の海外直接投資、8,000億バーツに達する見通し 最高裁、大統領訴追問題で首相に3週間の猶予</p>

【豆知識】

ヤンゴンで活躍する日本の中古路線バス

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

欧米の経済制裁緩和により、経済発展に拍車がかかるヤンゴン市内は、二輪車の乗入れが規制されていることもあり、路線バスも一般庶民の重要な交通手段となっています。最近では新型の車両も投入されていますが、市内を走る車両の多くは、日本の中古バスです。

それらの中古バスは、行き先案内表示こそミャンマー語のものが取り付けられているものの、「乗降口」「ワンマン」「〇〇交通」等々の表示が、日本の都市を走っていた頃のままになっているのがご愛嬌です。



そして、「乗降口」には日本語表示以外に、もっと大きな違和感が...？

そうです、ミャンマーでは自動車が右側通行ですが、日本からの中古バス車両の多くは、乗降口の位置も車体の左側のまま使用されています！（もちろん、ちゃんと右側に改造されている車両もあります）

「乗降りする際に、バスの前後を横切らないように！」という交通安全ルールを守ろうとすると、ヤンゴンではバスに乗り遅れてしまいそうです...が、日本で役目を終えた車両が、まだまだ元気に活躍している姿をみると、何だか嬉しくなりますね。

- ※ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ※ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ※ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。
- ※ 本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ※ 本資料の知的財産権は全て本サービスへの原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ※ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

(編集・発行) 株式会社 三菱東京UFJ銀行
国際業務部 教育・情報室 橋本 隆城

Tel : 03-6259-6311

Mail : takaki_hashimoto@mufg.jp